

議第 8 号

刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区委員会処務規程の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 第 1 章 総 則 第 1 条 この土地改良区が規約の規定により設置する<u>各</u>委員会の職務の執行については、他の規程によるものの<u>ほか</u>、この規程の定めるところによる。 第 2 条～第 4 条 (略) 第 5 条 委員会には、規約第<u>2 2</u>条を準用する。 第 2 章 審議委員会 第 6 条～第 9 条 (略)	刈谷田川土地改良区 委員会処務規程 第 1 章 総 則 第 1 条 この土地改良区が規約の規定により設置する__委員会の職務の執行について__、他の規定によるものの<u>外</u>__この規程の定めるところによる。 第 2 条～第 4 条 (略) 第 5 条 委員会には、規約第<u>2 0</u>条を準用する。 第 2 章 審議委員会 第 6 条～第 9 条 (略) 第 3 章 <u>理事委員会</u>

(削除) (削除) (削除)	<u>第10条 規約第21条の規定により設置された理事委員会の委員の定数は、理事会の議決による。</u> <u>第11条 理事委員会の招集は、委員長が理事長と協議のうえ行う。</u> <u>2 理事委員会の委員長は、委員会が終了したときは、その結果をすみやかに理事長に報告しなければならない。</u> <u>3 理事委員会の委員長は、委員会の業務の執行の状況について適宜理事長に報告しなければならない。</u> <u>第12条 理事長は、理事委員会の業務の執行について委員長に指示することができる。</u>
第 3 章 委員会 第10条 理事会は、規約第27条の規定により設置された委員会毎に担当理事を定める。 ただし、特別委員会の委員長は常設でないため、互選とする。 2 (略) 第11条 (略) 第12条 委員長_____は、その委員会の運営及び業務の執行が円滑かつ適切に行われるようにつとめなければならない。	第 4 章 委員会 第13条 理事会は、規約第28条の規定により設置された委員会毎に担当理事を定める。 ただし、特別委員会の委員長は常設でないため、互選とする。 2 (略) 第14条 (略) 第15条 委員会の担当理事は、その委員会の運営及び業務の執行が円滑かつ適切に行われるようにつとめなければならない。

第13条 (略)

第16条 (略)

附 則 (令和2年 月 日総代会で議決)
この規程は議決の日から施行する。

令和2年10月14日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫